

2 自転車の安全利用推進運動

1 運動の目的

自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、車両としての交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進することにより、自転車乗用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を徹底する。

2 運動の期間等

- (1) 運動の期間 4月1日から3月31日まで（強調期間：4月1日から5月31日までの2か月間）
- (2) 自転車利用マナーアップの日 毎月15日

3 運動の重点

- (1) 自転車利用時の交通ルールの遵守と交通マナーの向上
- (2) 自転車の点検整備の促進
- (3) 自転車事故損害賠償責任保険等への加入促進

4 主な推進事項

推進項目	推進事項
自転車利用者に対する 安全意識の啓発	<ul style="list-style-type: none">○ 「自転車安全利用五則」等の自転車利用者における交通ルールと交通マナーの修得を図り、自転車の安全な利用を促進する。○ 自転車運転者講習制度の周知を図り、危険行為等の防止を徹底する。○ 夜間自転車を利用する場合は、明るい目立つ色の服装と反射材用品の利用に努めるとともに、ライトの確実な点灯により、他の通行車両や歩行者に自車の存在を早めに知らせる取組を徹底する。○ 自転車安全整備店等における定期的な点検整備を促進する。○ 自転車事故による高額な損害賠償に備え、自転車事故損害賠償責任保険等の加入を促進する。
家庭における交通安全 教育	<ul style="list-style-type: none">○ 自転車事故の危険性や迷惑行為について話し合い、自転車の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図る。○ 13歳未満の子供を自転車に乗車させる時は、ヘルメットの着用を促進する。
学校における交通安全 教育	<ul style="list-style-type: none">○ 年齢に応じた交通安全教室を開催し、自転車事故の危険性を認識させ、自転車の正しい乗り方とヘルメットの着用を指導する。○ 関係機関・団体等と連携し、通学路での街頭指導活動を推進する。
地域・職場における交 通安全教育	<ul style="list-style-type: none">○ 市町村の交通指導隊員や交通安全母の会、保護者等が連携して、街頭において自転車利用者に対し、交通ルールの遵守と交通マナーについて指導する。○ 職場の朝礼等の機会を利用して、自転車利用時の交通ルールの遵守と交通マナーについて指導する。
自動車運転者に対する 交通安全意識の啓発	<ul style="list-style-type: none">○ 自転車利用者を認めた時は、減速し動静を注視して通行するなど、安全運転を励行する。